

香港「Food Expo PRO 2025」出展事業者の追加募集について

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）では、本年8月に香港で開催されるアジア最大級の食品総合見本市「Food Expo PRO 2025」における和歌山県ブースへの出展事業者の追加募集を実施いたします。

香港は関税がなく輸出しやすいことから、日本産食品の輸出額が令和2年まで16年連続1位と非常に有望なマーケットです。また、香港で開催される見本市には、アジアを中心に世界各国・地域からサプライヤーとバイヤーが集まることで知られており、海外見本市の登竜門とも言える展示会です。

香港をはじめとした各国への販路開拓を目指す皆様のご応募をお待ちしています。

1. 見本市の概要

- (1) 名称：Food Expo PRO 2025
- (2) 会期：令和7年8月14日（木）～16日（土）の3日間
- (3) 会場：香港コンベンション&エキシビジョンセンター
- (4) 主催者：香港貿易発展局（HKTDC）
- (5) 過去概要：来場者数 約22,000人、出展社数 約700社（2024年実績）

2. 出展概要

- (1) 出展場所：協議会が設置する「和歌山県ブース」内
- (2) 追加募集者数：若干数
- (3) 事業者の決定：先着順による

3. 出展事業者の条件

- (1) 和歌山県内に本社を置く生産者団体及び食品関連企業等であること。
- (2) 出品物が香港へ輸出可能な農水産物・加工食品であること。
参考：「日本からの輸出に関する制度」（ジェトロウェブサイト）
(<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>)
- (3) 出展目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
- (4) 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- (5) 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果を協議会に報告すること。
- (6) 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
- (7) 日本・香港間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる担当者がいること。
- (8) 共同出展のため、出展位置により集客に差異が発生することを了承すること。
- (9) 出展に関連して、協議会が主催する説明会への出席及び出展後の協議会からのアンケート及び調査に協力すること。

4. 出展負担金（消費税込み）

出展回数	1 回目	2 ～ 5 回目	6 回目～
出展負担金	100,000 円	150,000 円	300,000 円

※出展回数には、平成25～27年において和歌山県（当協議会）が設置したブース、平成28～令和元年、令和5～6年においてJETROが設置したブース（パビリオン）、令和6年においてJETRO香港が設置した輸出促進PFへの出展回数が含まれます。（何回目の出展になるかについては、お問い合わせください。）

※出展負担金に含まれる費用は、ブース（基本装飾含む）のレンタル費用及び協議会が必要と判断した共通備品のレンタル費用です。

※基本装飾以外で必要となる追加の備品レンタル費用や、渡航・宿泊費、輸送費、試飲・試食に要する費用等は、別途出展事業者の負担となります。

<参考：想定される事業者側の経費負担>

- ・オンライン登録に係る費用

※オンライン登録をすると、AIを活用したマッチングサービスの利用、主催者が運営するECサイトに商品を2か月間掲載してPRすることができます。

マッチングサービス利用期間：令和7年8月7日（木）～23日（土）

ECサイト掲載期間：令和7年7月14日（月）～9月13日（土）

- ・追加の備品レンタル代（出展者が独自に必要な備品レンタル代）
- ・社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）
- ・輸送に要する経費（輸送手続を含む）
- ・試飲、試食に係る費用（消耗品含む）
- ・自社専用通訳、アシスタント等手配費用
- ・自社商品パンフレット制作費用（翻訳料金含む）
- ・盗難、海外旅行、賠償責任保険に係る費用
- ・その他、出展負担金に含まれていない費用

5. 申込方法

別紙「香港「Food Expo PRO 2025」出展申込書」に必要事項をご記入の上、「10. お問い合わせ先及び申込先」にメールにて提出願います。

6. 申込期限

令和7年6月30日（月）17：45 必着

※先着順となっておりますので、定員に達し次第締め切らせていただきます。

7. 出展事業者の決定

先着順により決定します。

※必要事項記入済みの申込書が添付されたメールの**到着時刻**により判断いたします。

8. その他留意点等

- (1) トレードホール の最終日（16日）は一般開放日となります。一般開放日に「小売販売行為」をする場合において、現地人材を手配せずに日本人のみで対応するには就労ビザの取得が必要です。
※小売販売行為を行わない場合でも、食品輸入者・卸売業者の登録免除申請が必要です。（承認手続きには14日程度かかります）
- (2) 1小間（9㎡）を2社で使用していただきます。
- (3) 出展事業者説明会の詳細等については、出展事業者決定後にお知らせします。
- (4) 本書面に定めのない事項は、協議会がその対応を決定します。
- (5) 本書面の記載に反する行為があった場合や申込内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし、出展をお断りすることがあります。
- (6) ブースの基本構成、小間位置等は協議会が決定します。ご希望に添えないことがありますのでご了承ください。
- (7) 出展の権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- (8) 出展負担金未納の場合は出展できません。
- (9) 展示会最終日の終了時刻以前の撤収はできません。
- (10) 出展者の自己都合による申込後のキャンセルは、いかなる理由においてもキャンセルに伴う必要経費（負担金を含む出展費用全額）をご負担いただきます。

9. 免責事項

- (1) 天災、感染症の蔓延、交通機関の乱れ、現地情勢等に鑑み、主催者や協議会の判断により本事業の全部または一部が変更・延期・中止となることがあります。その場合、出品に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害（航空券代等のキャンセルを含みますが、これに限られません）について、協議会はこれを負担しません。
- (2) 見本市会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、協議会は一切の責任を負いません。

10. 問い合わせ先及び申込先

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会事務局
(和歌山県食品流通課内) 担当：古田・前坂

TEL 073-441-2815 FAX 073-432-4161

メール furuta_t0009@pref.wakayama.lg.jp

maesaka_k0003@pref.wakayama.lg.jp

※上記担当2名あてにメールにてお申込み下さい。